

飯塚市公の施設に係る指定管理者の指定手続きに関する条例(平成18年飯塚市条例第13号)第2条の規定により、飯塚市リサイクルプラザ工房棟の指定管理者を次のとおり公募するので、飯塚市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則(平成18年飯塚市規則第20号)第2条の規定により告示する。

令和7年4月1日

飯塚市長 武井政一

1. 施設の概要

- (1) 名称：飯塚市リサイクルプラザ工房棟(通称：エコ工房)
- (2) 所在地：飯塚市吉北118番地2
- (3) 敷地面積等

鉄骨造	平屋建
建築面積	696.04㎡
床面積	618.25㎡

2. 応募に関する項目(申請資格等)

(1) 応募者の参加資格等

法人その他の団体(以下「法人等」という。)で、エコ工房の管理運営を継続して安定的に実施する能力を有すると認められるものとします。ただし、次に掲げる事項のいずれかに該当する法人等(法人格を有しない団体にあつては、その代表者。以下同じ。)は、指定管理者の指定を受けることができません。

- ① 法律行為を行う能力を有しない者
- ② 破産者で復権を得ない者
- ③ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない者
- ④ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項(同項を準用する場合を含む。)の規定により、飯塚市における一般競争入札等の参加を制限されている者
- ⑤ 指定管理者の指定を委託とみなした場合に、地方自治法第92条の2、第142条(同条を準用する場合を含む。)又は第180条の5第6項(同項を準用する場合を含む。)の規定に抵触することとなる者を構成員とするもの

- ⑥ 国税及び地方税を滞納している者
- ⑦ 福岡県暴力団排除条例(平成21年福岡県条例第59号)に規定する暴力団又は暴力団員等を構成員とするもの。また、同条例「第四章暴力団員等に対する利益の供与の禁止等」の規定に該当する者。

(2) 法人格及び個人応募

- ① 団体の場合は、必ずしも法人格は必要ありません。
- ② 個人で応募することはできません。
- ③ 団体については、個人や法人の単なるグループではなく、組織や責任の所在が明確化されたものに限ります。
- ④ 共同事業体の場合には、協定書等出資比率が分かる書類の提出により、応募できます。
- ⑤ 応募時において市内に事業者を有しない団体が指定管理者に指定された場合には、協定書締結後速やかに、市内に人的及び物的設備を備えた事務所または事業所(※法人市民税における事務所等要件を満たすこと)を置くこと。

3. 申請を受け付ける期間

- (1) 受付期間：令和7年5月29日(木)～5月30日(金)
午前8時30分～午後5時15分
- (2) 提出方法：必ず持参のうえ提出してください。(郵送等では受け付けません。)
- (3) 提出先：本庁6階 市民環境部 環境整備課 電話：0948-96-8508(直通)

4. 申請に必要な書類

- (1) 提出書類
 - ① 申請書(様式第1号)
 - ② 申請資格を有していることを証する書類
 - (ア) 法人の登記事項証明書(法人以外の団体にあつては、団体の代表者の身分証明書)
 - (イ) 定款、寄附行為、規約その他これらに相当する書類
 - (ウ) 申請資格に関する申立書(様式第2号)
 - (エ) 市長が指定する国税及び地方税の納税に関する証明書(要項別紙3)(直前3か年分)
 - ③ 指定施設の事業計画書(様式第3号)

- (ア) 本募集要項17(2)選定の基準(評価項目)順に具体的な提案を行うこと。
- (イ) A4判、縦方向、横書き、長辺とじ、30ページ以内とし、文字は11ポイント以上で印刷すること。
- (ウ) 提案趣旨はアピールしたいポイントなどを簡潔にわかりやすく記述し、意思表示は明確にすること。

④ 団体概要書(様式第4号)

⑤ 団体の経営状況を説明する書類

- (ア) 収支(損益)計算書又はこれに相当する書類(直前3か年度分)
- (イ) 貸借対照表又はこれに相当する書類(直前3か年度分)
- (ウ) 財産目録又はこれに相当する書類(直前3か年度分)
- (エ) 現事業年度の収支予算書及び事業計画書又はこれらに相当する書類
- (オ) 団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類
- (カ) 共同事業体の場合、協定書等出資比率が分かる書類の写し

(2) 提出部数

- ① 提出部数は、正本1部及び副本13部とします。
- ② 正本は、すべて原本及び原本証明されたものとします。副本13部についてはコピー可とし、申請者の名称やその他申請者が特定される情報(ロゴマーク等)は記載しないでください。(写真等の資料にも記載がないことを確認してください。)
- ③ 書類は、表紙を「指定管理者申請書」として前記(1)の①から⑥までの書類に頁番号を付したうえ、一部ごとにファイリングし、提出してください。

5. 指定候補者を選定する基準

(1) 選定委員会の審査

飯塚市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成18年飯塚市条例第13号)第18条の規定に基づいて設置される飯塚市指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)の審査を経たうえで指定管理者候補を選定します。なお、審査にあたっては、次に掲げる選定の基準(評価項目)に基づいて総合的に評価します。

又、審査にあたっては、プレゼンテーションを実施します。プレゼンテーショ

ンは、提出した指定管理施設の事業計画書に基づいて行うものとし（提出していない資料は使用不可）、申請者の名称やその他申請者が特定される情報（ロゴマーク等）は記載及び発言しないでください。（写真等の資料にも記載がないことを確認してください。）なお、具体的な日程等は、後日連絡します。

(2) 選定の基準(評価項目)【以下は、選定委員会で用いられる選定評価書の内容です。】

① 指定管理施設の利用に関し不当な差別的取扱いが行われるおそれがないこと

(Ⅰ) 利用者の平等な利用の確保

1 利用者の平等な利用の確保が図られているか

(Ⅱ) 個人情報保護対策

1 秘密保持、個人情報保護についての措置が十分とられているか

② 事業計画が指定管理施設の設置目的に即した適切なものであること

(Ⅰ) 施設の設置目的の理解

1 施設の設置目的の理解がなされているか

(Ⅱ) 管理運営理念・方針

1 施設の性格や設置目的を踏まえた管理運営に対する理念や基本の方針が示されているか

③ 指定管理施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること

(Ⅰ) 事業計画、方針

- 1 事業運営に対する熱意や意欲があるか
- 2 施設の利用促進への具体的提案がなされているか
- 3 サービス向上が見込める提案がなされているか
- 4 施設の効用を発揮できる効果的な提案であるか
- 5 モニタリングに対する考え方は適切であるか

(Ⅱ) 事業収支計画

- 1 収支計画が適正で施設の管理運営に係る経費の縮減が図られているか
- 2 見積額

(Ⅲ) 地域との連携、社会貢献

- 1 地元人材の雇用や障がい者、高齢者の雇用への取組に十分な配慮がなされているか

- 2 ワークライフバランスの充実や男女共同参画の推進に向けた取組はなされているか
 - 3 再委託や物品調達などについて市内の企業等の積極的な活用に十分な配慮がなされているか
- ④ 指定管理施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること
- (I) 業務実績
 - 1 同種・同類の業務実績があるか
 - (II) 実施体制
 - 1 団体の運営体制の安定性・継続性は確保できるか
 - 2 有資格者を含めて人的配置は十分であるか
 - 3 危機管理体制、安全対策は十分であるか
 - 4 指定管理者の帰責事由による損害賠償等のリスクに対応できるか
 - (III) 経営基盤
 - 1 経営基盤（安定性・信頼性・透明性・公平性）は十分であるか
 - (IV) 市内団体等への優遇措置
 - 1 市内団体等と市外団体等(市内団体等と市外団体等の共同事業体を含む。)が競合する場合は、市内団体等に配点合計の100分の5を加点するものとします。なお、市内団体等のみで構成する共同事業体の申請にあつては配点合計の100分の5としますが、市内団体等と市外団体等が構成する共同事業体の申請にあつては共同事業体協定書に示された出資比率で按分して加点するものとします。なお、共同事業体の場合は、申請時に協定書等出資比率が分かる書類の写しの提出を求めることとします。
※市内団体とは本社又は本店が市内にある団体。

(1) 選定結果の公表

選定結果については、応募者に個別に文書で通知します。

6. 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

(1) 環境教育に関する業務

体験・学習教室開催事業
リサイクル活動促進事業 等

(2) 施設の運営に関する業務

利用者へのサービスに関する業務
活動の場及び資料の提供
環境保全情報提供事業

(3) 施設の管理に関する業務

建築物の保守管理業務

設備の保守管理業務 等

(4) その他の業務

工房棟の設置目的の達成に必要な事業

指定期間終了時の事務引継ぎほか

7. 指定管理施設の使用料又は利用に係る料金に関する事項

施設の使用料については、飯塚市リサイクルプラザ工房棟条例第12条に基づき、無料とする。

8. 指定管理者として指定する期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの間(5年間)とします。

施設の廃止等により、指定期間が短縮される場合があります。指定期間が短縮される場合は、その1年前までに指定管理者へ通知を行い、協議を行うものとします。

9. 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

詳細は別紙「飯塚市リサイクルプラザ工房棟指定管理者募集要項」及び「飯塚市リサイクルプラザ工房棟管理運営仕様書」